

令和2年6月1日	
資料提供(有田振興局と同時提供)	
所 属	和歌山県 農林水産総務課 里地・里山振興室
担当者	石橋、小谷、船本
所 属	有田振興局農林水産振興部農業水産振興課
担当者	上野山(0737-64-1273)
電 話	073-441-2867

「有田みかん地域農業遺産推進協議会(仮称)」

設立総会の開催

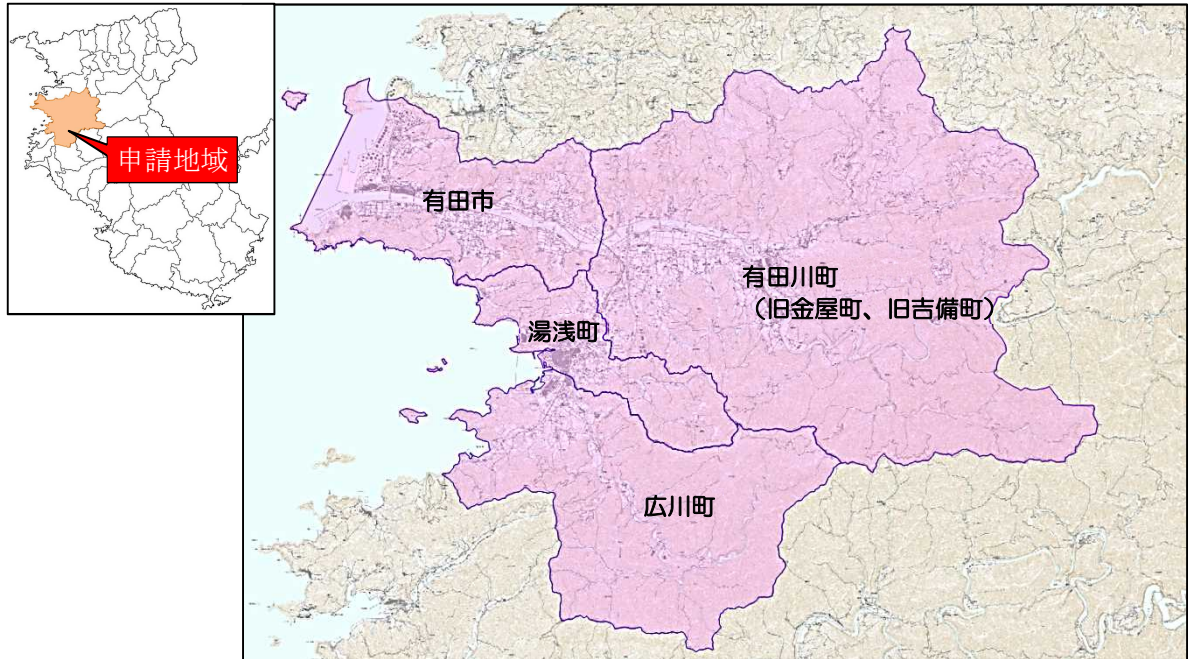
「有田みかんシステム」の農業遺産の申請を契機とした地域の活性化に向けた活動を展開するため、「有田みかん地域農業遺産推進協議会(仮称)」を設立することとなり、下記により設立総会を開催いたします。

システムの概要

日本で初めて「みかん栽培」を生計の手段にまで発展させた有田地域において、周囲に広がる山々の斜面に石垣の階段園を築き、多様な地形・地質の組み合わせに応じた品種選定や栽培技術の開発を行うことで、高品質なみかんを生産し、平地の少なさを克服してきた伝統的かつ持続的農業システム。

- 1 日 時 令和2年6月8日(月) 10:30～
- 2 場 所 和歌山県有田振興局 大会議室
(有田郡湯浅町湯浅2355-1)
- 3 内 容 設立総会
規約決定、役員選任、申請書(案)の承認等
- 4 出席者 有田市、湯浅町、広川町、有田川町、和歌山県、JA、
商工観光関係者、学識経験者等
- 5 会場・駐車場の問合せ 和歌山県有田振興局農業水産振興課 ☎0737-64-1273





世界農業遺産

○世界農業遺産は、伝統的な農林水産業と、それに関わって生まれた文化、景色や景観、生物多様性などが相互に関連して一体となった、伝統的な農林水産業を営む世界的に重要な地域を国際連合食糧農業機関(FAO)が認定する制度で平成14年に創設された。

○現在、世界農業遺産認定地域は、22カ国59地域。

○日本国内認定地域は、10県11地域

○和歌山県認定地域は、1地域。

- ・みなべ・田辺地域「みなべ・田辺の梅システム」【平成27年12月認定】

日本農業遺産

○FAOが定める世界農業遺産の認定基準では評価しきれない、日本として評価すべき点を備えた、重要かつ伝統的な農林水産業を営む地域を農林水産大臣が認定する制度で平成28年4月に創設された。

○現在、日本農業遺産認定地域は、14県15地域。

○和歌山県認定地域は、1地域。

- ・海南市下津地域「下津蔵出しみかんシステム」【平成31年2月認定】

今後の予定

- ・R2.6.8 : 関係機関による「農業遺産推進協議会」を設立
- ・R2.7.29 : 農林水産大臣への認定申請書提出〆切
- ・R2.9 : 一次審査(書類審査)
- ・R2.10~12 : 現地審査
- ・R3.1 : 二次審査(プレゼン)
- ・R3.2 : 日本農業遺産の認定地域が決定・世界農業遺産への推薦地域が決定